

第 10 期和光市高齢者保健福祉計画・介護保険事業  
計画・認知症施策推進計画策定支援業務委託に係る  
公募型プロポーザル募集要項

令和 8 年 1 月

和光市

## 1 業務概要

### (1) 業務名

第 10 期和光市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定支援業務委託

### (2) 趣旨

老人福祉法第 20 条の 8、介護保険法第 117 条及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 13 条の規定に基づく市町村老人福祉計画、市町村介護保険事業計画及び市町村認知症施策推進計画（令和 9 年度から令和 11 年度）の策定における支援業務を委託するにあたって、提案者の能力、技能、経験等を見極め、本事業に最も適した業者を選定するため、公募型プロポーザルにより提案事業者を募集するために必要な事項を定めるものとする。

### (3) 業務の内容

業務内容は「第 10 期和光市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定支援業務委託基本仕様書（以下、「仕様書」という。）」に基づくものとする。

### (4) 履行場所

和光市（以下「本市」という。）が指定する場所

### (5) 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※ただし、契約締結した翌年度以降において、この契約に関わる歳出予算の減額又は削除があった場合はこの限りではない。

### (6) 提案上限額

5,412,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

## 2 応募資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件すべてに該当する法人とする。

なお、当該参加資格を有することを証する書類に虚偽があった場合は、直ちに参加資格を失うものとし、契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合も同様とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(2) 和光市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 22 年要綱第 17 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

(3) 和光市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 8 年要綱第 7 号）に基づく入札参加除外措置を受けている期間がないこと。

(4) 本市の「令和 7~8 年入札参加資格者名簿（物品役務等その他）」（以下「参加名簿」という。）に登録のある事業者であること、又は参加名簿に登録がない事業者で、第 5 項第 1 号④から⑦までに掲げる書類の提出が可能なものであること。

(5) 会社更正法に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(6) 地方公共団体、一部事務組合などが発注する当該業務に類似する委託業務を過去 3 年以内に受託し、かつ完了した実績を有すること。

### 3 スケジュール

現段階において予定するスケジュールは次のとおりとする。

No	手続	日程
(1)	公募（参加表明手続き受付）開始	令和 8 年 1 月 5 日（月）
(2)	仕様書等に関する質問受付期限	令和 8 年 1 月 9 日（金）
(3)	質問に対する回答	令和 8 年 1 月 14 日（水）
(4)	参加表明手続き受付期限	令和 8 年 1 月 16 日（金）
(5)	参加表明に係る審査結果通知	令和 8 年 1 月 21 日（水）
(6)	企画提案資料提出期限	令和 8 年 1 月 28 日（水）
(7)	プレゼンテーション審査	令和 8 年 2 月 5 日（木）
(8)	選定結果発表	令和 8 年 2 月中旬
(9)	契約締結手続	令和 8 年 3 月末まで

### 4 公募及び質問について

#### (1) 公募（募集要項等の配布）

##### ① 配布期間

令和 8 年 1 月 5 日（月）～令和 8 年 1 月 16 日（金）まで

##### ② 配布場所

市ホームページ <https://www.city.wako.lg.jp/>

#### (2) 質問の受付及び回答

##### ① 受付期間

令和 8 年 1 月 9 日（金）17 時まで

##### ② 提出先

和光市長寿あんしん課メールアドレス d0300@city.wako.lg.jp

##### ③ 提出方法

電子メールに「質問票（様式第4号）」を添付して提出すること。

なお、メールの件名は、「介護保険事業計画等策定支援業務の募集に係る質問（会社名）」とすること。

##### ④ 回答方法

質問回答日までに質問者名を伏せて、和光市ホームページに公開する。

### 5 参加表明書等の提出

#### (1) 参加証明に必要となる書類

受付期限までに、入札参加資格名簿に登録のある事業者にあっては、①から③までの書類を、名簿に登録がない事業者にあっては、①から⑦までの書類を提出すること。

##### ① 参加表明書（様式第1号）

##### ② 会社概要書（様式第2号）

##### ③ 業務実績書（様式第3号）

- ④ 全部事項証明書（原本）
  - ⑤ 印鑑証明書（原本）
  - ⑥ 決算書類（写し可）※直近1年分の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）
  - ⑦ 納税証明書（原本）
- (2) 提出期限  
令和8年1月16日（金）17時まで
- (3) 提出先  
和光市長寿あんしん課メールアドレス d0300@city.wako.lg.jp
- (4) 提出方法  
電子メールにて一式を提出すること。なお、メールの件名は、「介護保険事業計画等策定支援業務公募の参加表明（会社名）」とすること。  
ただし、上記④から⑦までの書類提出が必要な者については、全ての書類について郵送又は窓口への持参の方法により提出すること。
- (5) 審査結果  
提出された書類について応募資格を満たすかどうか等について審査し、令和8年1月21日（水）17時までに当該審査結果を電子メールで通知する。併せて、次項に掲げる企画提案に係る資料の提出依頼及び日程を通知する。

## 6 企画提案

- (1) 企画提案に必要となる書類
- ① 企画提案書提出届（様式第5号）
  - ② 参考見積書（任意様式）
  - ③ 企画提案書（任意様式）
- 企画提案書は次のとおり項目立てをし、項目順番を順守して提案内容等を記載すること。なお、原則A4版のサイズに統一し、20ページ以内（表紙・目次を除く。）にまとめること。なお、提案書作成に当たっては、専門知識を持たない者も容易に理解できるよう、できるだけ専門用語を使用せず、平易な表現とすること。

通番	提案項目	記載内容
1	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去3年間における類似する業務の完了実績 (発注元の自治体名、業務内容、受注期間を記載すること。)</li> <li>・業務責任者の業務完了実績</li> </ul>
2	業務管理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スケジュール</li> <li>・業務の進行管理</li> <li>・業務の実施体制</li> </ul>
3	他の計画との整合性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉分野の上位計画である地域福祉計画等、他の計画との調和、整合性を図るための方法</li> </ul>
4	本業務に対する基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市における高齢者を取り巻く課題や地域課題の抽出方法</li> <li>・第10期介護保険事業計画等において、特に重視すべき視点</li> </ul>
5	計画策定会議の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第10期介護保険事業計画等を審議する介護保険運営協議会における助言や運営支援方法</li> </ul>
6	計画の策定支援方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第10期介護保険事業計画等の骨子案、素案を取りまとめていく際に、提案者が行う具体的な支援・提案方法</li> </ul>
7	その他の提案事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記に挙げる事項のほか、提案者独自の提案があれば記載すること。</li> </ul>

(2) 提出期限

令和 8 年 1 月 28 日（水）17 時まで

(3) 提出先

和光市長寿あんしん課 メールアドレス d0300@city.wako.lg.jp

(4) 提出方法

電子メールにて一式を提出すること。なお、件名は「介護保険事業計画等策定支援業務公募の企画提案書（会社名）」とすること。

(5) その他

企画提案書を受付した後の追加及び修正は、原則認めない。ただし、本市から要請のあったものについては、この限りではない。

## 7 審査方法

提出された企画提案書類を元に事務局による書類審査及びプロポーザル審査委員によるプレゼンテーション及びヒアリング審査を次のとおり行い、最も評価の高い提案者を契約候補者とし、2番目に評価が高い提案者を次点契約候補者とする。なおプレゼンテーション及びヒアリングによる審査に係る詳細は当日までに対象者へ事前通知する。

(1) プrezentation及びヒアリング審査実施予定日

令和 8 年 2 月 5 日（木）を予定（実施日時は、参加表明書を提出した者へ本市より通知する。）

(2) 実施場所

和光市役所（詳細は、参加表明書を提出した者へ本市より通知する。）

(3) プrezentation及びヒアリング審査の内容

- ① プrezentationの時間は、1 提案者につき説明 20 分、質疑 10 分とし、全体で 30 分を目安とする。
- ② プrezentationは、提出した提案書より行うこととし、これ以外の追加の資料配布は認めない。
- ③ 企画提案書の投影のためのモニターを使用する場合、会場準備の観点からあらかじめ担当課まで連絡すること。なお、プロジェクター及びスクリーンが必要な場合において、当該物については、本市が準備を行う。

(4) 審査結果通知

- ① 審査結果については、全ての提案者に電子メールにて書面通知する。
- ② 採点内容等については通知せず、結果のみを通知するものとする。
- ③ 契約候補者名をホームページに公開する。なお、その他の評価結果の詳細は公開しない。

(5) 留意事項

- ① 次のいずれかに該当するときは、契約候補者としての選定を取り消すものとする。
  - ア プrezentation及びヒアリングに出席しなかったとき。
  - イ 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
  - ウ 本実施要領に記載された方法以外の方法により審査会の審査員又はその関係者に接触を求めるなど、評価の公平性を害する行為を行ったとき。

- 工 契約候補者の選定から協定締結までの間に、契約候補者の資金事情の変化等により、本業務の履行が困難であると本市が判断したとき。
  - オ 著しく社会的信用を損なう行為等により、契約候補者として相応しくないと本市が判断したとき。
  - カ 契約候補者が本実施要領に定める参加資格要件に適合しなくなったとき。
- ② プレゼンテーション及びヒアリング審査については、提案者の営業上の秘密を保護するため、非公開により実施するものとする。

## 8 契約の締結

- (1) 審査結果通知後、本市と本業務の契約候補者は契約締結に向けた協議を行い、随意契約により契約を行うものとする。企画提案書に記載された項目は、原則として契約の仕様に反映するものとするが、本業務の目的達成のために必要がある場合は、協議により項目の追加、変更又は削除を行うものとする。
- (2) 協議により契約仕様書を決定し、最終見積書の提出を受けて契約を締結するものとする。ただし、優先契約候補者との協議が整わない場合は、次点契約候補者と協議を行う。
- (3) 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間とし、長期継続契約によって締結するものとする。ただし、契約期間は、契約締結した翌年度以降において、この契約に関わる歳出予算の減額又は削除があった場合はこの限りではない。なお、契約手続に係る詳細については、和光市契約規則（昭和44年規則第17号）に従い取り扱うものとする。

## 9 その他

- (1) 本プロポーザルに係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 参加希望者は、参加表明書(様式第1号)の提出をもって、本要領のほか本プロポーザルに係る関係書類の記載内容を承諾したものとみなす。
- (3) 提出された書類は一切返却しない。
- (4) 手続において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。
- (5) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、本市の公文書として保管するため、和光市情報公開条例（平成12年条例第48号）の規定に基づき、提出書類を開示することがある。
- (6) 本プロポーザルに参加することにより知り得た事項（仕様書の内容を含む）については、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。
- (7) 審査経過及び結果に対する不服の申し立て等には一切応じない。

## 10 担当窓口

〒351-0192

和光市広沢1番5号

和光市健康部長寿あんしん課介護保険担当

電話番号：048-424-9125 E-mail：d0300@city.wako.lg.jp